

I. 学校法人の概要

1. 建学の精神、使命・目的

(1) 建学の精神「自立協同」

徳島文理大学（以下「本学」という）の建学精神は「自立協同」である。

この建学精神は、学祖村崎サイが明治 28 年(1895 年)7 月徳島に私立裁縫専修学校を設立した歴史に由来する。学祖は、「女も独り立ちが出来ねばならぬ」との信念を持ち「女性の自立」を唱えて村崎学園を創立した。昭和 20 年(1945 年)7 月、学園は戦火に包まれて灰燼に帰し、村崎サイも学園と運命を共にした。その年の秋、戦野から帰還した村崎凡人前理事長は、学園の復興に精魂を傾け、総合学園の建設を目指した。その過程で、「他からの協力、他への協力なくして、『人間の自立』はあり得ない」との確信に至り、学祖村崎サイの精神を受け継ぎ、「村崎学園」の建学精神を「自立協同」としたものである。

この建学精神の意味するところは、成長してゆく人間として、「自立」は重要な到達目的であり、「協同」は「自立」を具現化する方法、とするものである。

「協同」は「力を合わせて物事をする」ことなので、個としての「自立」は、「協同」すなわち「他からの協力、他への協力」という体験の中で促される。「人」はその体験を通して人間的な成長を遂げる。学園における教養的教育、専門的学術・芸術探求の教育は、まさに「人間の自立」を促す「協同」の場であらねばならない。

爾来、学園はこのような歴史に基づいた「自立協同」の建学精神のもと、教育を推進し、幼、小、中、高、短大、大学併せて 9 学部 27 学科、6 大学院、3 専攻科、そして 5 研究所、1 相談室を有する総合学園として発展してきた。

今後とも建学精神のもと、ますます精進し、学術・芸術の探究を通して未来を創造する大学でありたいと願っている。

(2) 使命・目的

本学は、徳島文理大学「学則」第 1 章第 1 条に「本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、自立協同の建学精神に基づき、広く高い教養と高度の専門的知識技能を教授研究し、人格の陶冶を図り、もって、教育研究の成果を社会に提供するとともに、文化の創造と地域及び世界の発展に貢献することのできる人物を育成することを目的とする。」と定めている。本学の使命は、建学精神のもと、各機関の「学則」等に記した教育研究上の目的を達成することにある。

本学の使命・目的は、学祖が女性の自立を唱えて建学したこと、村崎凡人前理事長が第 2 次世界大戦で軍役に服した経験を生かし、さらに、戦後の社会状況から芽生えた近代精神を取り入れたこと、村崎正人現理事長がドイツ留学において社会経済学を学んだ経験に基づき、新たな国際感覚を吹き込んだこと等から形作られている。その目的は、「自立協同」の建学精神を基本に、高度な教養と専門的能力を身につけるための教育と研究を実践し、並びに、幅広い教養を身につけた社会人、あるいは研究心と独立心を持って社会の発展に寄与する人材を養成することである。

また、本学は教育機関であると同時に研究機関でもある。研究機関としての本学の使命は、研究成果を社会に還元し、文化の創造と発展に貢献していくことである。

【参考】各機関の目的

大学……徳島文理大学学則 第1章第1条、第2章第3条第2項

短期大学……徳島文理大学短期大学部学則 第1章第1条、第4条第2項

大学院……徳島文理大学大学院学則 第1章第2条、第5条第2項

専攻科……徳島文理大学専攻科規則 第1章第1条、第2章第2条第2項